

最高裁秘書第2049号

令和2年9月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

7月31日付け（8月3日受付、第020341号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「不指定取消請求事件（泉佐野市ふるさと納税訴訟）について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 「求償権行使懈怠違法確認等請求及び共同訴訟参加事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

不指定取消請求事件（泉佐野市ふるさと納税訴訟）について

事案の概要

いわゆるふるさと納税として個人住民税に係る特例控除の対象となる寄附金について、地方税法の一部改正（令和元年6月1日施行）により、所定の基準に適合するとして総務大臣が指定する都道府県等に対するものに限られるという制度が導入された。

泉佐野市は、平成31年4月5日、指定の申出をしたが、総務大臣は、翌月14日付で、平成30年11月1日から申出までの間に、返礼割合が3割超又は地場産品以外の返礼品を提供して著しく多額の寄附金を受領しており、下記告示2条3号に該当しないこと（不指定理由②）、現に実施している寄附金の募集状況に鑑み、返礼品の提供に係る法定の基準に適合するとは認められないこと（同③）等を理由に、不指定とした。

本件は、泉佐野市長（原告、上告人）が、上記不指定は違法な國の関与に当たると主張して、地方自治法251条の5第1項に基づき、総務大臣（被告、被上告人）を相手に、その取消しを求める事案である。

〔参考〕平成31年総務省告示第179号2条3号（抜粋）

平成30年11月1日から申出書を提出する日までの間に、（ふるさと納税制度の）趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の寄附金を受領した地方団体でないこと。

原判決及び争点

- ◇ 原判決（大阪高裁）は、地方税法の委任により寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定めた上記告示2条3号の規定は適法であるとした上、泉佐野市は同号に定める基準を満たさず指定の要件を欠くから、不指定理由②には理由があり、これによれば上記不指定は適法であるなどとして、上告人の請求を棄却した。
- ◇ 本件における争点は、上記告示2条3号の適法性及びその適否を踏まえた上記不指定の適法性である。上告人は、同号の規定は地方税法の委任の範囲を逸脱し又は地方自治法の諸規定等に違反するものであるため違法無効であるなどとして、上記不指定は違法であると主張している。

求償權行使懈怠違法確認等請求及び共同訴訟参加事件について

事案の概要

大分県教育委員会の職員らは、教員採用試験において受験者の得点を操作するなどの不正を行い、大分県は、これにより不合格となった受験者らに対して損害賠償金を支払った。本件は、大分県の住民である上告人（第1審原告）らが、被上告人大分県知事（第1審被告）を相手に、地方自治法242条の2第1項4号に基づく請求として、上記不正に関与した公務員等に対する求償權に基づく金員の支払を請求すること等を求める住民訴訟である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、国家賠償法1条2項に基づく求償權は、求償の相手方が複数である場合には分割債務となるとして、大分県が公務員に対して求償すべき金額を算定した。
※ 原判決は、最高裁平成28年（行ヒ）第33号同29年9月15日第二小法廷判決による差戻し後の第2次控訴審判決である。なお、最高裁第二小法廷判決は、大分県において公務員が返納した退職手当に相当する額を求償しないことは違法でないとした第1次控訴審判決について、第1次控訴審判決が指摘する事情のみから直ちに求償權の行使が制限されるということはできないとして、第1次控訴審判決を破棄し、原審に差し戻した。
- ◇ 最高裁（第2次上告審）における争点は、複数の公務員が国又は公共団体に対して負う求償債務が分割されるか、また、どのような場合に、複数の公務員が国又は公共団体に対して連帯して同項による求償債務を負うかである。